

藤沢市地震・津波対策アクションプランの改定について

1 趣旨

近年多発する多様な自然災害に対応するためには、本市の全庁的な連携のもとに具体的な対策を着実に推進することが重要です。このことから、藤沢市地域防災計画に位置付けた地震や津波対策に関する施策・事業を総合的かつ計画的に進め、具体的な効果を高めるために「神奈川県地震防災戦略」を参考にして目標を定め、その達成に向けて施策・事業を分かり易く体系化した「藤沢市地震・津波対策アクションプラン（第1期：平成29年度～令和2年度）」を策定しました。

「藤沢市地震・津波対策アクションプラン」の計画期間については、「藤沢市市政運営の総合指針」の期間に合わせて、4年ごとに事業の内容や目標指標等を見直し、改定するものとしているため、令和3年度から令和6年度までの4年間で第2期とした次期プランに改定するものです。

次期プランは、藤沢市気候非常事態宣言の表明を踏まえ、「神奈川県水防災戦略」も参考に新たな減災目標を掲げ、風水害対策に関する施策・事業を明確に位置付けたプランとし、名称を「藤沢市地域防災対策アクションプラン」へ改称します。

2 減災目標

【人命被害を限りなく減らす】

藤沢市地域防災計画における想定地震（大正型関東地震）や想定津波（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル））については、いつ発生するのかを予測することが困難であり、また、その発生を防ぐことはできませんが、被害の最小化を図るため、事前の対策を講じることが必要です。このため、本市は、市民の命と暮らしを守ることを最優先と考え、藤沢市地域防災計画の地震被害想定における死者数等の最小化を目指し、人命被害を限りなく減らすことを減災目標とします。

【風水害からの逃げ遅れゼロ】（新たな減災目標）

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害については、その規模や発生時期などをある程度予測できることから、対策を講じることにより、被害を軽減することができます。住民や要配慮者利用施設等の所有者又は管理者による適切な避難行動を促進し、風水害からの逃げ遅れゼロを減災目標とします。

3 分野別の柱と事業体系

減災目標を達成するため、引き続き分野別に「10の柱」を掲げ、本市の地域防災対策事業の体系化を図ります。風水害対策に関する施策・事業を明確に位置付けるため、柱7「津波への備え」の名称を「自然災害（津波、風水害）への備え」に見直します。

また、次期プランに掲げる66事業については、分野別の「10の柱」に位置付け、「藤沢市地域防災対策アクションプラン事業一覧表」として一覧化するとともに、可能な限り数値目標を定め、着実な実施と減災効果を求めることとします。

4 掲載事業の選定

(1) 現プランで完了した事業及び完了が見込まれる事業

23事業

(2) 現プランから継続掲載する事業

52事業

(3) 次期プランから新たに掲載する事業

14事業

【柱3 地域防災力の向上】

No. 16 地区における防災行動計画の作成の推進、No. 17 災害時福祉ボランティアの募集

【柱4 緊急情報の伝達】

No. 22 防災行政通信網機器の更新、No. 23 SNSを活用した情報収集ツールの整備

【柱5 避難対策の強化】

No. 27 指定緊急避難場所等表示看板の設置

【柱6 備蓄資機材の増強】

No. 31 マンホールトイレの整備

【柱7 自然災害（津波、風水害）への備え】

No. 37 避難確保計画の届け出確認及び訓練支援、No. 38 各種津波防災看板の更新、No. 39 一色川の河川改修整備、No. 40 総合的な内水浸水対策（ハード）の推進

【柱8 拠点施設の再整備】

No. 44 村岡公民館の再整備、No. 45 藤沢市民会館の再整備

【柱9 防災都市づくり】

No. 61 無電柱化の推進、No. 62 大規模震災等への対策推進

5 位置付け・進捗管理

次期プランについては、藤沢市地域防災計画の実施計画として位置付け、総合指針をはじめ本市における各分野別の諸計画等との整合を図ります。また、次期プランに掲げる各事業については、毎年事業の担当課等において個別の実施状況を調査及び報告するものとし、達成状況によっては防災政策課との調整を行う等、その進捗管理を行うものとし、

6 今後の予定

本日の総務常任委員会でのご意見等を踏まえ、3月中に次期プランへ改定します。

以上

(防災安全部 防災政策課)